

令和8年度
名田地区計画基準調査業務

特別仕様書

近畿農政局農村振興部設計課

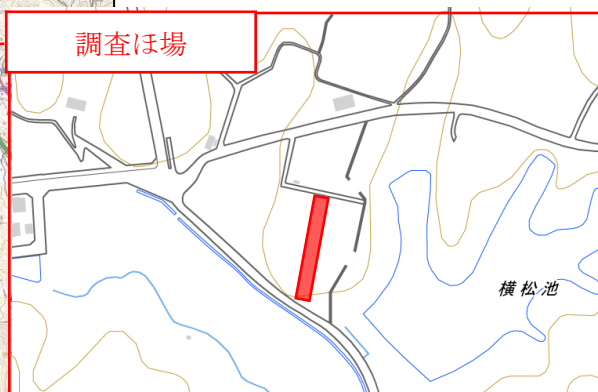
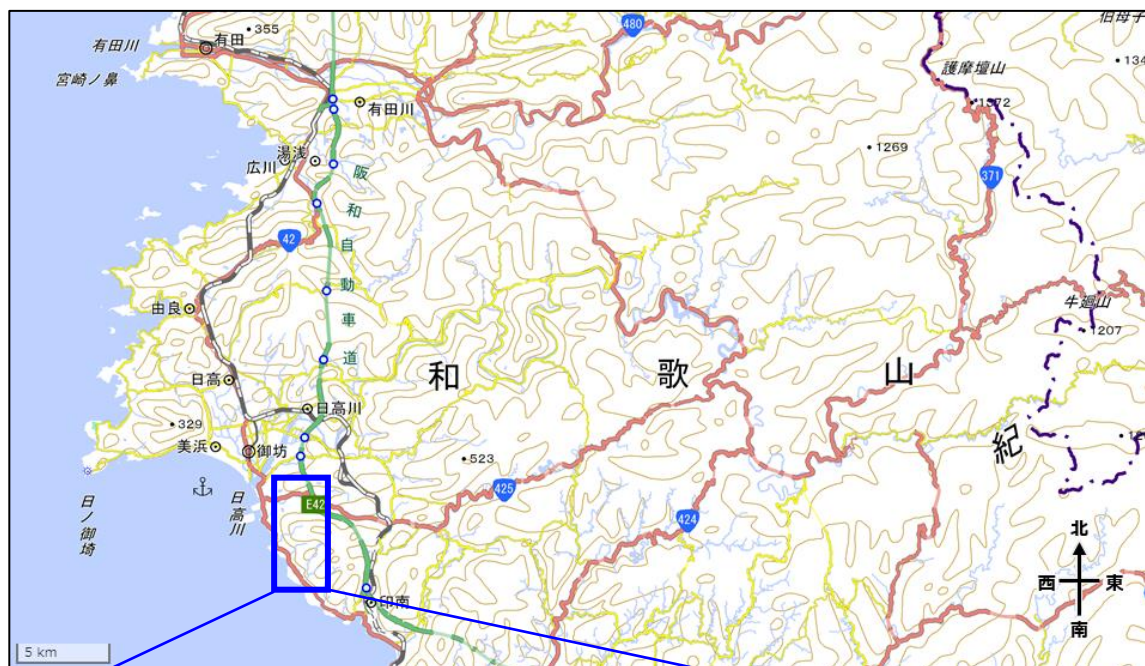
項 目	内 容	摘要																					
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	令和8年度名田地区計画基準調査業務（以下「本業務」という。）の実施に当たっては農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																						
(目的) 第1－2条	本業務は、社会情勢の変化や科学技術の進歩に応じた土地改良事業の計画基準及び指針の改定に係る基礎諸元調査を行うものである。																						
(調査場所) 第1－3条	調査場所は次のとおりであり、詳細な位置については、別紙1「調査位置」に示すとおりである。 和歌山県御坊市塩屋町北塩屋地内																						
(業務概要) 第1－4条	本業務は、計画基準等の改定に必要な作物栽培における用水基礎諸元の把握を目的とし、調査ほ場において、花卉栽培における用水特性調査を行うものである。																						
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、業務に該当する部門は次のとおりである。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">技術士</td><td rowspan="3">農業</td><td>農業土木</td></tr> <tr> <td>農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農村環境</td></tr> <tr> <td rowspan="3">総合技術監理</td><td>農業－農業土木</td></tr> <tr> <td>農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業－農村環境</td></tr> <tr> <td>農業土木技術管理士</td><td>－</td><td>－</td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> <tr> <td>畑地かんがい技士</td><td>－</td><td>－</td></tr> </tbody> </table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	農業	農業土木	農業農村工学	農村環境	総合技術監理	農業－農業土木	農業－農業農村工学	農業－農村環境	農業土木技術管理士	－	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		畑地かんがい技士	－	－	
資格	技術部門	選択科目																					
技術士	農業	農業土木																					
		農業農村工学																					
		農村環境																					
	総合技術監理	農業－農業土木																					
		農業－農業農村工学																					
		農業－農村環境																					
農業土木技術管理士	－	－																					
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																						
畑地かんがい技士	－	－																					
(履行期間) 第1－6条	本業務の履行期間は、契約締結の翌日から200日間とする。																						
第2章 作業条件 (一般事項) 第2－1条	業務請負契約書に記載されている以外の一般事項は次のとおりとする。 (1) 業務実施に当たっては監督職員と密接な連携をとり、必要に応じて監督職員の指示を受け、業務の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 本業務の実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。																						

項 目	内 容	摘要																																
(参考図書) 第２－２条 (貸与資料等) 第２－３条 (貸与資料の取扱い) 第２－４条 第３章 作業内容 (作業項目及び数量) 第３－１条	(３) 現地立入りが必要な場合は、事前に監督職員に連絡するものとする。また、現地立入り前・後は、営農者へその旨を連絡するものとする。 (４) 現地立入りが必要な場合、受注者は交通・水利状況等必要に応じて十分な設備をなし、公衆に迷惑を及ぼさないようにするとともに、関係法規を遵守して、人畜・家屋・その他建設物に対しての危険防止には、万全の注意を払わなければならない。なお、受注者の不注意により生じた損害事故に対する補償は、全て受注者の負担とする。 (５) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 本業務における参考図書は以下のとおりである。 <table><tr><th>名称</th><th>発行所</th><th>制定（改定）年月</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成27年5月</td></tr><tr><td>土地改良事業計画指針 マイクロかんがい</td><td>農林水産省 構造改善局 計画部</td><td>平成6年4月</td></tr></table> 貸与資料は次のとおりである。 <table><tr><th>分類</th><th>資料名</th><th>数量</th></tr><tr><td>報告書</td><td>令和元年度～令和７年度 名田地区計画基準調査業務</td><td>１式</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>調査ほ場の計測データ資料</td><td>１式</td></tr><tr><td>その他必要と認められる資料</td><td>１式</td></tr></table> 第２－３条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (１) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。 (２) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙２「作業項目内訳表」に示すものとする。 <table><tr><th>作業項目</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>１．地区概況調査</td><td>１式</td><td></td></tr><tr><td>２．意見聴取会等資料の検討</td><td>１式</td><td></td></tr><tr><td>３．点検取りまとめ</td><td>１式</td><td></td></tr></table>	名称	発行所	制定（改定）年月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(公社)農業農村工学会	平成27年5月	土地改良事業計画指針 マイクロかんがい	農林水産省 構造改善局 計画部	平成6年4月	分類	資料名	数量	報告書	令和元年度～令和７年度 名田地区計画基準調査業務	１式	その他	調査ほ場の計測データ資料	１式	その他必要と認められる資料	１式	作業項目	数量	備考	１．地区概況調査	１式		２．意見聴取会等資料の検討	１式		３．点検取りまとめ	１式		
	名称	発行所	制定（改定）年月																															
	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「農業用水（畑）」	(公社)農業農村工学会	平成27年5月																															
	土地改良事業計画指針 マイクロかんがい	農林水産省 構造改善局 計画部	平成6年4月																															
	分類	資料名	数量																															
	報告書	令和元年度～令和７年度 名田地区計画基準調査業務	１式																															
	その他	調査ほ場の計測データ資料	１式																															
		その他必要と認められる資料	１式																															
	作業項目	数量	備考																															
	１．地区概況調査	１式																																
２．意見聴取会等資料の検討	１式																																	
３．点検取りまとめ	１式																																	

項 目	内 容	摘要
(作業の留意点) 第3－2条	作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 算定期間 本業務では、発注者が提供する現地実測データ等を使用し、各種諸元の算定を行う。算定期間は別紙2「作業項目表」に記載の期間を想定しているが、詳細は第4－1条の打合せ等で確認すること。 (2) 調査ほ場 1) 現地立入りが必要な場合、調査ほ場は耕作者が営農しているため、調査時に耕作者から苦情等が寄せられた場合は、速やかに監督職員に報告し、対応を協議すること。 2) 現地立入りが必要な場合、調査ほ場などの土地への立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。なお、現地立入りに当たっては監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。 (3) 意見聴取会等 学識者による会議は、畑地分科会（10月）と意見聴取会（2月）を予定しており、上記会議の資料作成に当たっては、当局を担当する学識経験者の意見も十分踏まえたうえで、結果の取りまとめ、考察等を行うこと。また発注者から指示のあった事項については迅速に対応を行うこと。 (4) その他 1) 参考図書、貸与資料及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示することとする。 2) 本業務の履行中に監督職員から資料の報告を求められた場合は、これに応じなければならない。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 業務着手段階 第2回 中間打合せ（意見聴取会開催前段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	本業務は電子納品対象外とするが、成果物として以下のものを提出するものとする。 また、提出する電子媒体は事前にウィルスチェックを行い、ウィルスが入っていないことを確認すること。	

項 目	内 容	摘要
(成果物の提出先) 第 5 - 2 条	(1) 調査報告書 1 部 (市販のファイル綴じで可) (2) 電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 2 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 近畿農政局農村振興部設計課	
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1) 第 3 - 1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4 - 1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 5 - 1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係者協議等対外的協議により計画等に変更が生じた場合。 (6) その他	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

別紙1 調査位置（和歌山県御坊市塩屋町北塩屋地内）



別紙2 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	備考
1. 地区概況調査	貸与資料の報告書等から本地区の概況を把握し、業務の調査計画を作成する。	
2. 意見聴取会等資料の検討		
2-1. 用水諸元の算定	発注者が提供する計測データ資料、営農日誌等（期間は備考欄参照）をもとに、栽培作物の蒸発散量・日消費水量等の用水特性等を取りまとめる。 ・ペンマン法、土壌水分減少法を用いて蒸発散量・日消費水量、作物係数を算定する。 ・根群域、有効土層、制限土層、土壌水分消費型（SMEP）、全容易有効水分量（TRAM）、間断日数を算定する。 ・生育ステージ毎の好水分反応係数を算定する。	算定に用いるデータの期間 ・2026/1～2027/2 ・2025/12～2027/2 ・2025/7/～2027/2
2-2. 意見聴取会等資料の作成	作業項目2-1の結果を総合的に考察し、用水特性等の把握、用水計画における留意点について検討を行い、計画基準書等への追記に参考となる事項について整理する。 なお、次年度以降の調査に当たっての留意点等についても記載する。 また、畑地分科会（10月）、意見聴取会（2月）資料の作成を行う。	
3. 点検取りまとめ	上記1、2の成果物の点検（計測データを含む）、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	

【参考資料】 現地での実測状況

項 目	機器・センサー	計測間隔	内 容
			調査ほ場（北塩屋）
気 象	マイクロステーション等	10 分	・気温、湿度計（ハウス内外）（設置 R5. 10 月） ・風向風速計（ハウス外）（設置 R5. 10 月） ・風向風速計（ハウス内）（設置 R8. 7 月） ・日射計（ハウス内外）（設置 R5. 10 月） ・雨量計（ハウス外）（設置 R5. 8 月）
土壌水分	土壌水分計 （テンシオメータ等）	10 分 ※1	・テンシオメータ（設置 R5. 8 月） 4 深度（5・15・25・35cm） ・誘電式土壌水分計（FDR）（設置 R6. 8 月） 6 深度（5・15・25・35・45・55cm）
水 利 用	流 量 計※	5 分 ※2,	・ほ場の給水栓に設置した流量計から使用量を計測（設置 R5. 11 月）
水 圧	水 圧 計	5 分	・かん水チューブ 1 本に対して 1 箇所（上流）（設置 R5. 11 月）

※1FDR は 30 分間隔 ※2 散水は 2 ～ 3 回/月を想定